

2026年2月13日

各 位

上場会社名 三井海洋開発株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 宮田 裕彦
(コード: 6269、東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートガバナンス部
(TEL. 03-5290-1200)

本店移転及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年3月30日に開催予定の当社第40回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしました。また、本定時株主総会において当該定款一部変更が承認されることを条件として本店を移転しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本店移転

(1) 移転の理由

当社は、より快適で効率的な働き方の実現、部門間や社外とのコミュニケーションの活性化、イノベーションマインドを醸成・刺激する場の創出等を目指し、本店の移転を予定しております。これに伴い、本店の所在地を東京都千代田区に変更するものです。

(2) 新本店所在地

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング

(3) 本店移転日

2027年3月に開催予定の第41回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する予定です。

(4) 業績への影響

本件による当期連結業績への影響は軽微です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 業務執行について柔軟かつ機動的な対応を可能にするとともに、取締役と執行役員の役割等を改めて明確にするため、現行定款につき次のとおり変更するものです。
- ア 最適な経営体制の機動的な構築及び事業継続性の維持を可能とするため、取締役のみならず執行役員からも社長を選定できるよう、現行定款第22条第2項を変更するものです。
- イ 当社は、迅速な業務執行と責任の明確化のため執行役員制度を導入しておりますが、定款上においても取締役と執行役員の選任方法及び役割を改めて明確にすることを目的として、取締役会長を除く役付取締役を廃止するとともに、執行役員に関する規定を新設

- するため、現行定款第22条第3項を変更、及び変更案第29条を新設するものです。
- ウ 株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について、上記①の変更対応及び運営の柔軟性確保のため、現行定款第14条及び第23条を変更するものです。
- エ 上記変更に伴い、条数の繰下げを行うものです。

- ② 当社は、上記「1. 本店移転」の「(1) 移転の理由」に記載の理由により、東京都千代田区への本店移転を予定しております。これに伴い、現行定款3条に規定する本店の所在地を東京都中央区から東京都千代田区に変更するものです。なお、当該変更につきましては、2027年に開催予定の当社第41回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとして、その旨の附則第2条を設けるとともに、その効力発生日経過後に当該附則を削除するものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第3条 (本店の所在地) 当会社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。	第3条 (本店の所在地) 当会社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条 (招集権者及び議長) 株主総会は、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。	第14条 (招集権者及び議長) 株主総会は、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役がこれを招集し、議長となる。</u> (削除)
<u>2. 取締役会長を定めないとときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長が招集し、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>	
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第22条 (代表取締役及び役付取締役) (条文省略)	第22条 (代表取締役及び役付取締役) (現行どおり)
2. 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。) <u>の中から取締役社長1名を定める。</u>	2. 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。) <u>または執行役員の中から社長執行役員1名を選定する。</u>
3. 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。) の中から取締役会長1名、 <u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u> を定めることができる。	3. 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。) の中から取締役会長1名を定めることができる。

現行定款	変更案
<p>第23条 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長を定めないときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長が招集し、取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第23条 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>取締役会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第29条～第32条 (条文省略)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第33条～第36条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>(新 設)</p>	<p>第29条 (執行役員)</p> <p>取締役会は、<u>その決議により執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第30条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第2条 (効力発生)</p> <p><u>定款第3条 (本店の所在地) の変更は、2027年3月に開催予定の第41回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条 (効力発生) は、本店移転の効力発生日経過後、削除する。</u></p>

(3) 日程

① 定款変更のための株主総会開催日 (予定)

2026年3月30日

② 定款変更の効力発生日 (予定)

ア 第3条

2027年3月に開催予定の第41回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとします。

イ 第3条以外

2026年3月30日

以 上